

ごみの減量、順調に進む

4月から粗大ごみ申込戸別収集制度がスタートし、これですべての新しい収集体制が導入されました。ごみの特集も、今回が最終回です。1月の指定袋導入から、ごみの排出量がどのように変化したかを市職員・清さん、主婦・掃子さんと一緒に見てみましょう。

白根市の燃えるごみは二四パーセント減量



清 ごみ指定袋制が始まって、三カ月がたちました。掃子さんは、ごみの量がどのように変化したと思いますか。

掃子 けっこう減っているんじゃないかと思っています。

清 左ページのグラフを見てください。これは、「燃えるごみ」と「燃えないごみ(ガラス・陶磁器類と鉄・缶類・その他)」について組合管内と白根市分それぞれの一月と二月の累計を前年度の同月と比較したものです。

掃子 全体に減っていますが、特に燃えるごみが減っているんですね。

清 そうです。管内全体では、前年

度比べて「燃えるごみ」が二七・四二パーセント減りました。

掃子 今年は、一月・二月も、古紙類が収集されましたし、ペットボトルの収集も市内全域になり、分別が徹底して、燃えるごみが減ったんじゃないか。

清 そうですね。古紙類、ペットボトルは昨年同月の実績がないので断定はできませんが、分別による効果も出ていると考えられます。

燃えないごみでは、「鉄・缶類・その他」が一八・五五パーセント、「ガラス・陶磁器類」が二四・三八パーセント減りました。

掃子 白根市分だけを見た場合は、どう変化しているんですか？

清 白根市分は、前年度に比べて「燃えるごみ」が二四・三パーセント、「鉄缶類・その他」が一〇・三

埋め立ての限界近づくと第二最終処分場

清 現在、埋め立てに使っている衛生センター第二最終処分場も、そろそろ満杯に近づいてきました。そこで、衛生センターでは第三処分場の造成を検討しています。

4月から新しいごみの収集制度すべてが本格実施します。これからはマナーを守って、ごみの減量にご協力ください。



市職員・清さん

燃えるごみの量は、かなり減りましたね。これからもごみ減量のために努力していきます



主婦・掃子さん

掃子 そうですか。

清 グリーンタワーが完成してからは、焼却灰を溶融し、三分の程度の体積にして埋め立てをしているので、第二最終処分場の寿命は延びていました。しかし、それでもごみは増え続ける一方で、やむなく新しい収集制度の導入に踏み切ったんです。

制度を導入してからのというもの、毎日のように、市民の皆さんからたくさん意見や質問、感想が寄せられています。その中には「スーパーの袋を利用できないのか」といった意見や「ごみ袋販売の利益はどうなるのか」といった質問も多いんです。

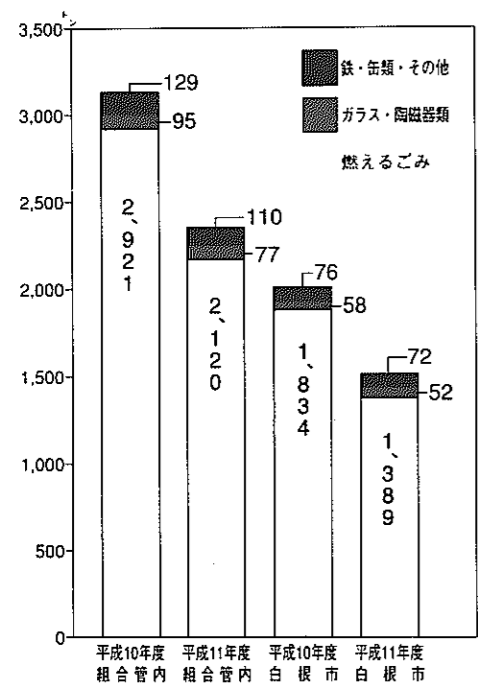
掃子 たしかに、有料のごみ指定袋を使わなければいけないと聞いたときに、私もそんな意見や疑問を持ちました。

清 そこで、もう一度、確認したい

と思いますが、ごみ指定袋制度導入の目的は、ごみを処理するために多額の経費が掛かっていることを皆さんから理解してもらい、出すごみの量に応じて収集運搬費の一部を負担してもらうことです。販売したお金は、ごみの収集や処理経費、ダイオキシン対策のための施設改善費用、最終処分場造成費用などに使われます。決して利益を上げるために、有料指定袋にしたわけではないことを理解してほしいのです。

掃子 私たちが生活していく上で、ごみは必ず出ますが、これまでどおり、少しでも減らせるよう工夫を続けていきたいと思っています。

清 掃子さんのように一人ひとりの心掛けが今後大切になります。これからもごみ減量化に協力をお願いします。



ごみ指定袋店を募集

■対象
白根衛生センター組合管内に店舗を有する小売店(商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等)
※すでに取扱店に指定されている場合は、申請の必要はありません。

■業務内容
(1) 委託業務内容
ごみ指定袋、粗大ごみ処理券の仕入れ・販売・売上金(処理手数料)の取り扱いに関する事務等
(2) 販売委託料
ごみ指定袋等取扱所に指定された商店等には、ごみ指定袋等取扱所委託業務処理要領に基づき、仕入額に応じた販売委託料を支払います。

■申込方法
次の書類を提出してください。書類は、いずれも市役所市民生活課環境係に用意してあります。申請には、印

白根衛生センター組合(白根市・小須戸町・中之口村・月潟村・味方村)では、ごみの指定袋及び粗大ごみ処理券の販売等を行う「ごみ指定袋等取扱店」を募集します。

鑑(法人の場合は社判)販売委託料を振り込むための口座等の記入が必要です。

- ・ごみ指定袋等の申込申請書 1通
- ・申請書提出時の市町村民税納税証明書 1通(納税証明書の交付には、印鑑・手数料が必要です)

■申込期限
4月16日(金) 郵送可(当日消印有効)

■取扱所の決定
申請書を提出された商店等に対して、説明会を実施します。詳細については、申請者に別途案内します。

■書類の提出先
白根市役所市民生活課環境係(市役所2階)
〒950-1292 白根市大字白根1235番地
☎373・2111 ④201

■取扱店に関する問い合わせ
白根衛生センター組合 ☎371・5070